

## 令和5年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水処理戸数	33,134 戸
(2) 年間総処理水量	8,900,000 m <sup>3</sup>
1日平均処理水量	24,317 m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	1,929,496 千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 下水道事業収益	4,172,132 千円
第1項 営業収益	2,534,030 千円
第2項 営業外収益	1,637,802 千円
第3項 特別利益	300 千円

#### 支 出

第1款 下水道事業費用	4,099,554 千円
第1項 営業費用	3,431,775 千円
第2項 営業外費用	636,473 千円
第3項 特別損失	28,306 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,714,856千円は、過年度分損益勘定留保資金603,405千円、当年度分損益勘定留保資金925,998千円、減債積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 85,453千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,614,700 千円
第1項 企 業 債	1,638,700 千円
第2項 出 資 金	250,000 千円
第3項 負 担 金	38,000 千円
第4項 国 庫 支 出 金	688,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,329,556 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,929,496 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,367,249 千円
第3項 長 期 借 入 金 償 還 金	32,811 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	港町雨水ポンプ場改築事業	350,000	5	210,000
				6	260,000
				7	450,000
				8	641,000
				計	1,561,000
		雨水ポンプ場改築事業 (除塵機、電気設備等)	414,000	5	280,000
				6	134,000
				計	414,000
		下水処理場改築事業 (自家用発電設備、中央監視装置 等)	660,000	5	130,000
				6	260,000
				7	270,000
				計	660,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,638,700	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和5年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年3.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 299,117 千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、378,931千円である。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行